

大切なお知らせ

令和3年9月1日

お客さま各位

茨城県信用組合

キャッシュカードによるお引き出し限度額の変更について (キャッシュカード詐取被害防止対策)

平素は当組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、県内では、高齢者の方がキャッシュカードをだまし取られ、ATMで預金が多正に引き出される被害が多く発生しています。

当組合では、お客さまの大切なご預金を守るため、ATMでのキャッシュカードによるお引き出し限度額を、下記のとおり変更させていただくこととしました。

対象となるお客さまには大変ご不便をおかけしますが、何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

令和3年10月31日現在で、過去1年以上キャッシュカードによるお引き出しをされていない70歳以上のお客さま（個人事業主の方を含みます）

※ 今後は毎年12月31日現在で上記条件となる方といたします。

2. 変更後のお引き出し限度額

キャッシュカードによる1日あたりのお引き出し限度額を「10万円」とします。

※ 既に、「10万円」未満のお引き出し限度額を設定済みのお客さまについては、限度額の変更はありません。

※ 「10万円」を超えるキャッシュカードによるお引き出しを希望されるお客さまは、キャッシュカードとお届け印、本人確認書類をご持参のうえ、当組合窓口へお申し出ください。

3. 実施日

令和3年12月1日（水）

以 上